年 月 日 受理 No.

公益財団法人河野文化財団 代表理事 河野 光伸 殿

若手彫刻家助成制度助成 申請書

年 月 日

個人の方 グループ・団体の方

グループ・団体名

氏 名

(印)代 表 者

ED

貴財団の助成金の交付を賜りたく、下記のとおり申請いたします。

活動名称	
	例) ○○の制作

	(フリカ゛	ナ)	
	氏	名	
申請者に関する事項	又は	ţ	
	グループ・	• 団体名	
	(フリカ゛	ナ)	
関	申請担	当者	
する			
事項			〒
	連 絡	先	TEL
			FAX
			E-mail

※郵送物等は、記載いただいた連絡先住所へ送付いたします。

連絡先が変更となった場合は速やかに事務局までご連絡ください。

			活 動 経	歴				
別途、これま	ミでの活動実績を示	:す資料を添付し	してください。					
	活動		費	用内訳			備	考
	費用	費	費	費	費	費		
申請金額	合計 万	万円	万円	万円	万円	万円		
	円							
助成を受	さけようとする活	動について						
活動の目的	的							
活動のスク	ケジュール・実施体	比制						
活動成果の	の発表方法							
活動完了征	後の展望							

◆ その他	

Ⅱ. 助成金の支出予定 (摘要欄には使途・数量・単価等を具体的に記入して下さい)

· 				
	費	用	金 額	摘 要
	(1)	費	万円	
	(2)	費		
	(3)	費		
	(4)	費		
	(5)	費		
	合	計		
L				I

※スペースが足りない場合は、別途添付してください

[※]スペースが足りない場合は、別途添付してください

<応募に関する注意事項>

- ・本申請書の受領に関する連絡はいたしません。
- ・本申請書の作成および送付に関する費用は応募者の負担となります。
- ・応募書類に重要な不備が認められる場合は選考の対象外とすることがあります。
- ・応募書類は採否に関わらず返却いたしません。
- ・審査の経過および審査結果に関するお問い合わせはお受けできません。
- ・本事業では、展示会等の機会の設定はいたしておりません。
- ・応募案件に係る知的財産権及び助成対象者の進路についてこの法人は関与いたしません。

<助成の対象となる経費について>

助成の対象となる経費は、活動にあたり通常必要とされる費用とし、諸給与・事務所維持費・生活費等の経費は除きます。(ただし、活動のために臨時に雇い入れた者に対する謝礼金についてはこの限りではありません)

補足として、以下に主な注意事項を例示いたします。

- ・消耗品ではない機材・物品の購入は認められません。(必要な場合はレンタルでの使用もしくは自己資金での調達としてください)
- ・応募者 (グループ・団体の場合は構成員全員) 及び応募者と生計を一とする者への謝礼金は認められません。
- ・交通費として電車・バスなどのほか、新幹線・飛行機・フェリー等の交通機関の利用が可能です。 (ただし、社会通念上もっとも経済的且つ効率的な経路及び方法に限るものとします)。
- ・宿泊費は一人一泊あたり税込 10,000 円を上限に認められます。 (必ず宿泊の理由を明記してください)。
- ・飲食費や懇親会費は認められません。
- ・制作後の作品展示に係る費用は認められません。
- ・活動との関連が不明瞭な経費の計上は認められません。